

平成26年度第1回新居浜市隣保館運営審議会会議録

日 時：平成26年7月23日（水）19時から20時

場 所：瀬戸会館

参加者：委 員 野澤敏樹、吉岡直輝、原真文、原寿也、高津英正、川原洋、小野博、  
藤田恭子、濱田英稔、高橋良光、眞鍋慶子

事務局 人権擁護課長武方弘行、瀬戸会館館長高津章人

傍聴者：1人

- 議 事：1 平成25年度事業報告  
2 平成26年度事業計画  
3 その他

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>皆さん今晚は、定刻が参りましたので、ただいまから、「平成26年度第1回新居浜市隣保館運営審議会」を開催いたします。</p> <p>私、本日の進行役をさせていただきます、人権擁護課の武方と申します。当審議会の会長が選任されますまで、会の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には、本日は大変ご多忙のところ「平成26年度第1回新居浜市隣保館運営審議会」に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、本審議会ですが、新居浜市隣保館運営審議会規則第5条第2項により、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっておりますが、委員総数11名に対し11名の出席で、過半数を超えておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。</p> <p>次に、新居浜市審議会等の公開に関する要綱に基づき、当審議会は原則公開することとしており、具体的な会議の運営におきましては、事前に開催日時などを市民にお知らせし、傍聴を認めること、また、会議の開催結果について、議事録などを公表することと致しておりますので、ご了承いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> |
| 委員  | 異議なし  |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。それでは本審議会は公開することといたします。</p> <p>それでは、お手元配付の会次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。</p> <p>まず、開会に当たりまして、石川市長からご挨拶を申し上げるところですが、本日はまちづくり校区懇談会のため、市長及び部長が出席できませんので私のほうから御挨拶をさせていただきます。</p>  |
| 事務局 | 皆さま方には、平素から市政の発展につきまして、格別の御協力と御支援をい   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>ただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、この度は、公私ともに大変ご多忙のなか、当審議会の委員をお引き受けいただくとともに、本日の「平成26年度第1回新居浜市隣保館運営審議会」にご出席を賜り、心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、この瀬戸会館は、地域社会全体の中で福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や、人権課題解決のための各種事業を行う施設として設置されたものでございます。また瀬戸会館の運営につきましては、国からの補助金を受け「福祉と人権のまちづくり」の実現に向け、様々な事業を実施しているところでございます。</p> <p>各委員の皆さまにおかれましては、瀬戸会館の運営等につきまして、それぞれのお立場において忌憚のないご意見をいただき、十分なお審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、どうかよろしくお願いたします。</p>   |
| 事務局 | <p>次に、委嘱状の交付でございます。本来であれば、委員の皆様お一人お一人に対しまして、市長から委嘱状を手渡すべきところではありますが、時間の関係もございまして、簡略ではありますが、あらかじめ皆様のお席の方に委嘱状を配付することで、これに代えさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、新居浜市隣保館運営審議会規則第3条の規定により、委員の任期は、平成26年7月1日から平成28年6月30日までの2年間となっておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>当審議会の設置目的につきましては、先に委員の皆様にお配りいたしております「新居浜市隣保館設置及び管理条例」第7条に規定しておりますように、瀬戸会館の運営に関する事項を調査し、審議するための諮問機関として設置されたものであります。</p> <p>今後の瀬戸会館の運営及びあり方等について、ご意見等をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>次に、本日が初めての会合であり、ご出席の各委員の皆様には、初対面の方もおられると思っておりますので、恐れ入りますが自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>自己紹介の順番につきましては、あらかじめ委員名簿をお配りいたしておりますので、名簿の順番に従いまして、野澤委員さんから順に自己紹介をお願いいたします。</p> <p>－ 名簿順に従い、各委員自己紹介 －</p> |
| 事務局 | <p>次に、会長・副会長の選出についてでございます。新居浜市隣保館運営審議会規則第4条におきまして、「会長及び副会長を置く」、また「会長及び副会長は委員の互選により定める」と規定されております。</p> <p>どなたか会長・副会長の選出について、ご意見がございましたらお願いいたし</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ます。</p> <p>— 委員の中から事務局一任の声あり —</p> <p>事務局一任というご意見をいただきましたが、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか？</p> <p>それでは、事務局から提案させていただきます。</p> <p>会長には、新居浜市民生児童委員協議会の代表であります高津英正委員さんに、また、副会長には、瀬戸会館活動連絡協議会ゆめじゅく会の代表小野博委員さんをお願いをできたらと考えておりますが、ご承認をいただけますでしょうか。</p> |
| 委員  | — 異議なし—  |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは高津英正委員さんに会長を、小野博委員さんに副会長をお願いするということで、恐れ入りますが、お二方には前の席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからの議事の進行につきましては、会長へお願いしたいと思います。高津会長、よろしくをお願いいたします。</p>   |
| 会長  | <p>あらためまして今晚は。今、事務局のほうから推薦をいただき、皆様方のご承認をいただきました高津英正でございます。各委員の皆様方のご協力をいただきながら、会議を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。</p>   |
| 副会長 | <p>副会長の小野です。当会議の目的が達成されるよう、会長を補佐し精一杯取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。</p>   |
| 会長  | <p>それでは、議事の方に移らせていただきます。</p> <p>会次第の6（1）平成25年度事業報告について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>【平成25年度事業報告について事務局説明】</p>   |
| 会長  | <p>平成25年度事業報告について事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。</p> <p>ないようでしたら、次の平成26年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>【平成26年度事業計画について事務局説明】</p>   |
| 会長  | <p>平成26年度事業計画について事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。</p>  |
| 委員  | <p>資料5ページの子ども学習会は、火、木曜日ではないですか。</p>  |
| 事務局 | <p>これは中学校で実施していただいている事業とは別に、瀬戸会館の事業として実施している事業で水・木曜日に実施している事業です。</p>   |
| 委員  | <p>相談員を5月から採用して事業を実施しているが、相談員はどのような方です</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | か。   |
| 事務局 | 女性で現在は校区の見守り推進員をされている方です。  |
| 委員  | 5月から始めて3ヶ月の状況はどうか。   |
| 事務局 | 相談業務の中で訪問した際に体調が悪く救急車で搬送したようなこともありました。今後訪宅する中で埋もれたニーズを把握していきたいと思います。   |
| 会長  | ほかに何かありませんか。   |
|     | ないようでしたら、次に、その他について何かご意見等ありますか。  |
| 委員  | 瀬戸会館の名称について、瀬戸会館という名称だけではどのような施設かわからないので、今後検討してはどうでしょうか。   |
| 事務局 | 委員さんからのご意見として承ります。瀬戸会館については、今後、新居浜市の人権センターとして位置づけをしたらという意見もありますので、その時には名称等についても考えていきたいと思います。   |
| 委員  | 今、隣保館の名称を使うということはないのですか  |
| 事務局 | 現在のところは考えていません   |
| 委員  | 県内の隣保館ではどのような名称を使っていますか。   |
| 事務局 | 松山市ではふれあいセンターという名称を使っています。四国中央市では、朝日文化会館、川之江隣保館、土居隣保館という名称となっています。全国的には約800館ある隣保館のうち2割が隣保館の名称を使っています。名称からどのような施設かわからないので、今後広報等にも努めていきます。   |
| 委員  | 隣保館は市内で他のところにもあるのですか。  |
| 事務局 | 市内ではこの瀬戸会館1カ所です。   |
| 委員  | 瀬戸会館の概要で利用対象世帯とあるがこれはどういうことですか。  |
| 事務局 | 瀬戸会館の事業については国からの補助があり、瀬戸会館で実施している地域交流事業や周辺地域巡回事業などの、事業実施地域としてこの瀬戸会館のある地域とその周辺地域の世帯数と人口を記載しているもので、この瀬戸会館の利用について利用者を限定しているものではありません。また、瀬戸会館は新居浜市全域を対象として人権に関する啓発事業を実施しています。        |
| 会長  | 瀬戸会館は新居浜市全体の人権問題や地域福祉に関する事業を実施することで設置しているということですね。   |
| 委員  | 瀬戸会館は将来的には新居浜市全体の人権センターとなるべき施設として、審議会として役割を果たしていくということですね。先日、隣の瀬戸児童館の夕涼み会にもたくさんの方が来て交流をしていました。今度の夏祭りもそういうことですね。地域住民の交流を図りながら福祉の向上に資する事業を展開し、人と人が顔を合わすことが大切で、その中で事業が充実していくといいですね。 |
| 委員  | 今後のこの審議会の開催予定はどのようにになりますか。   |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 年1回から2回程度の開催を予定しています。また、この審議会へ諮問する事項があるときはその都度開催することとなります。 |
| 会長  | 他に何かありませんか。ないようでしたら、これをもちまして平成26年度第1回新居浜市隣保館運営審議会を終了いたします。 |